別表三（二の二）　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第62条の３第２項第１号イ（土地の譲渡等がある場合の特別税率）に掲げる土地等の譲渡（令和８年３月31日以前に行うものを除く。）について同条第９項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表三(一の二)の表中

事業年度又は連結事業年度	を	事業年度	に、	課税される場合の土地譲渡税額 ⑱×(10％又は５％)	を	課税される場合の土地譲渡税額 ⑱×５％	に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表三（二の三）　記載要領

１　この表のⅠは、法人が租税特別措置法第62条の３第２項第１号イ（土地の譲渡等がある場合の特別税率）に掲げる土地等の譲渡（令和８年３月31日以前に行うものを除く。以下この記載要領において「土地等の譲渡」という。）について同条第５項の規定の適用を受ける場合又は同項の規定の適用を受けた土地等の譲渡をした法人が租税特別措置法施行令第38条の４第44項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定の適用を受ける場合（次号に規定する場合に該当する場合を除く。）に記載すること。

２　この表のⅡは、租税特別措置法第62条の３第５項の規定の適用を受けた土地等の譲渡が同条第４項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合に記載すること。

別表三(一の二)付表の表中

事業年度又は連結事業年度	を	事業年度	に、	10年前の事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までの保有期間に係る負債利子　(15の④)×６％		を	10年前の事業年度開始の日の前日までの保有期間に係る負債利子 (15の④)×６％		に、
				上記以外の保有期間内の日を含む事業年度又は連結事業年度	法定の負債利子 ㉘×６％		上記以外の保有期間内の日を含む事業年度	法定の負債利子 ㉘×６％	
					実績による負債利子			実績による負債利子	

10又は連結事業年度開始の日の前日までの保有期間に係る負債利子　(15の④)×６％	10開始の日の前日までの保有期間に係る負債利子　(15の④)×６％